

〈生徒用〉

生活のきまり

—令和4年度—

年 組 番
氏名

稲城市立稲城第六中学校

目次

I	生活指導の基本方針	1
II	具体的な目標	1
III	学校生活で守ること	1～2
1	登・下校について	
2	登校時間	
3	下校時間	
4	欠席、遅刻、早退	
5	外出	
6	休み時間・放課後	
7	給食	
IV	生徒心得	2～3
1	服装	
2	儀式時の服装	
3	頭髪	
4	靴	
5	カバン	
6	持ち物	
7	授業	
8	職員室への入室	
9	飲食	
10	中庭について	
11	再登校	
12	落とし物	
13	防災自助パック	
V	生徒会	4～7
	生徒会会則	
	選挙細則	
	生徒会組織図	
VI	部活動	8～9
	部活動のきまり	
VII	令和4年度 部活動開設状況	10

I 生活指導の基本方針

本校の教育目標である

- 自ら学ぶ
- とともに生きる
- 心身をきたえる をうけて

- 1、学校が好きで、友だちの良さをお互いに認め合うことができる生徒
 - 2、心身ともに健康な生徒
 - 3、何事にも積極的に取り組み、自分自身の可能性を試そうとする生徒
 - 4、けじめをつけて行動し、ものごとについて素直な気持ちで接することのできる生徒
- 以上4つの点から生徒の育成を目指す。そのために、全教職員一人ひとりが、以下重点目標をもとに、生徒に対しての励ましと見守をおこなっていく。

今年の生活指導 重点目標

あいさつ 時間 礼儀

II 具体的な目標

学校生活の中でも、社会の一員としての自覚を持ち、日常生活への向上心や、きまりを守る心を育て、基本的な生活習慣の確立に努める。

1. 約束事を守り、当たり前前であることを当たり前前にする。悪いことは悪いと生徒自身が判断できるように育てる。
2. あいさつや言葉づかいなど基本的な生活習慣を身に付けさせ、生徒と教職員が信頼関係をもって学校生活を送ることができるようにする。
3. 施設を大切に使用し、自然環境との調和を大事にしながら、落ち着きのある学校生活を確立するため、清掃活動などの美化活動への意識を高める。
4. 家庭と常に連絡をとり、学校と家庭間の信頼のもとに、生徒が楽しく安心して学校生活を送ることができるようにする。

III 学校生活で守ること

1. 登・下校について

- (1) 登・下校は標準服の着用を原則とする。
- (2) 自転車の使用は禁止。

2. 登校時間 8時25分に読書を開始できるように登校する。

- (1) 原則として、毎週火曜日は朝礼（全校＝体育館、学年は指定された場所で行う。）
- (2) 部活動朝練習を除き、7:50より前には登校しない。

3. 下校時刻 月～金 15:50

最終下校時刻 18:15 ※校門を出る時間

（生徒会活動、部活動等で学校に残る場合の最終下校時刻とする。）

4. 欠席・遅刻・早退

- (1) 欠席・遅刻・早退は、保護者が連絡カードに理由を書き、生徒（友達）を通じて担任に連絡する。電話による連絡は、緊急の場合のみで8時20分までにすること。
- (2) 8時25分までの着席を心がけ、8時25分には、準備を終え朝読書ができるようにする。
8時35分に着席していない場合は遅刻とする。
- (3) 遅刻で8時35分以降に登校した場合は、職員室により、登校したことを知らせてから教室に行く。

5. 外出

- (1) いったん登校した後は学校内から外へは出ない。

6. 休み時間・放課後

- (1) 1校時～4校時の間の10分間休みは、授業の準備、教室移動の時間とする。

- (2) 昼休みは、校庭を使って活動してもよい。(学年ごとに生徒会による貸し出し用ボールの使用可)
- (3) 自分のクラス以外の教室や特別教室には、勝手に入らない。
- (4) 窓際の棚(花台)には乗ったり、腰掛けたりしない。また、私物を置かない。
- (5) 他学年のフロアには行かない。

7. 給食

- (1) 各クラス、テーブルクロスを利用し、班単位でまとまって食べる。
- (2) 配膳は、各クラス前の廊下で行う。
- (3) 4校時終了後、手洗いを済ませ、すみやかに準備に入る。
- (4) 給食当番は、白衣・帽子・マスクを身につけて、率先して配膳をする。
- (5) 給食終了の「ごちそうさま」をするまでは教室から出ない。

IV 生徒心得

1. 服装(面接等、外部施設・機関を訪問できるスタイルを基本とする)

- (1) 標準服を着用する。転入生については、以前の学校の標準服を着用してもよい。
- (2) シャツは白のYシャツ、ブラウス、ポロシャツ等とし、ズボン、スカートから出さない。
Yシャツ、ブラウス、ポロシャツ等の下には下着を着用することが望ましい。下着は白を基本とするが、ベージュなど肌の色に近いものは可とする。冬季は黒・グレー・ベージュも可とする。柄の入ったものは着用しない。(シャツからはみ出るようなハイネックシャツは不可)
- (3) 寒い時はブレザーの下にベスト、セーター、カーディガンを着てもよい。ただし、大きな絵付ものや柄物は避け、ブレザーの袖や丈からはみださないものとする。色は白・黒・紺・グレー・ベージュを基本とする(パーカー、ハイネックセーターは不可)。
- (4) 校内ではブレザーの着用を原則(登下校時、職員室入室時、朝礼、学年集会、講演会)とし、ブレザーのボタンは、上記の時は留めることとする。
- (5) 衣替えは、令和3年度より衣替え期間を設けていない。夏服・冬服期間の目安に応じて、気候状況等に合わせて標準服を着用する。
- (6) 冬期は、制服に合う防寒具、手袋、マフラーを使用してもよいが、中学生らしい(華美でない)ものとする。また、校舎内では着用しないこと。ひざ掛けは使用しない。寒いときは、ひざ掛けの代用として、ジャージを使用する。
- (7) 校章バッジはブレザーの左襟にしっかりと付ける。紛失した場合は、すぐに申し出て購入する。
- (8) 女子のスカート丈は、膝頭が隠れるようにする。成長により、丈が合わなくなってきた場合は、速やかに家庭に相談し対応する。また、髪止めのゴムの色は華美でない色とする。(シュシュはつけない)
- (9) 靴下は白・黒・紺・グレーを基調としたものとし、派手な柄物はさける。冬季はタイツ(無地の黒・紺)の着用を可とする。安全上の理由から、くるぶしソックスは不可。

2. 儀式時の服装

- (1) 式典時の服装は、以下とする。(ネクタイ・リボンを着用するときは、第一ボタンを留める。)
- (2) 夏服時 Yシャツ、ブラウスに、スラックス・スカートとする。

ベストの着用は可であるが、指定以外の色や丈の長い物は避ける。

冬服時 Yシャツ、ブラウスにネクタイ・リボン・ブレザーを着用し、スラックス、スカートとする。

※入学式、卒業式ではポロシャツ、セーター、カーディガンの着用はしない。

3. 頭髪

- (1) 中学生らしい髪型とする。奇抜な髪型は避ける。
(髪を染めて登校した生徒は、教室に入れず、学年で対応する。再登校させることもある。)
- (2) 髪が肩にかかる場合は、髪止めのゴムで結ぶようにする。

4. 靴

- (1) 通学用の靴は、運動靴か革靴とし、高価なものは避ける。
- (2) 上履きは、学校で決められたものを使用し、買い替える際も決められたものとする。

令和4年度 上履の色 …… 1年生 緑色

2年生 赤色

3年生 青色

- (3) 体育館履きについては、指定はないが上履きとの区別をしっかりとつけ、運動しやすいものを使用する。シューズは、シューズケースを用意し、それに入れて持ち運ぶこと。
- (4) 上履きを忘れた生徒は、職員室の貸し出し用の上履きを借りること。その際貸出ノートに上履きの番号を記入する。洗ってから、返却すること。

5. カバン

- (1) 指定はないが、紙袋や買い物袋、のみでの登校はしない。
- (2) カバンは通路確保のため、指定されたロッカー内にしまう。机の横にかけることはしない。
- (3) やむを得ず、置ききれない場合は、花台の下に入れる。

6. 持ち物

- (1) 授業に関係ないもの、また、カッター等危険な物は持ってこない。
- (2) 貴重品（特に現金）は持ってこない。集金等で持ってきた場合は、朝のうちに担任に預ける。
- (3) 家庭の事情など、やむを得ず携帯電話を持って来なければならない場合には、事前に保護者から「連絡カード」などで届け出をうけたのち、登校後、担任の先生に預かってもらい、下校時には持ち帰ること。
- (4) 不要物の持ち込みがあった場合は、担任が預かり、家庭連絡後、保護者に返却する。

7. 授業

- (1) チャイムが鳴る前に席に着くようにし、チャイムで授業が始められる態勢を整える。
- (2) 授業中は、他の人の迷惑にならないように、各自が言動に気をつけること。
- (3) 入室が遅れたときには教科担当の先生にその理由を伝えること。
- (4) 授業中に席を離れる必要があるときは、教科担当の先生にその理由を伝えて、許可をうけて行動すること。
- (5) 補教等で自習時間になった時には、教科担当の先生の指示に従い、自主的に学習すること。

8. 職員室への入室

- (1) 入室時はマナーをわきまえて、入室する。（職員室入り口の手順を参照）
- (2) カバンを持って入室しない。
- (3) 職員室内では、大きな声で話をしたり、騒いだりしない。
- (4) 職員室に先生が誰もいないときには入室しないこと。
- (5) 冬期のコート・マフラー等を着用期間は、防寒着を付けたままの入室はしない。また、冬服着用の期間中は、職員室への入室はブレザーを着用すること。
- (6) 部活の鍵や物などを取りに来たときや提出物を出しに来たときに、担当の先生がいなかった場合には、他の先生にその旨を告げて、許可を得てから用事を済ませる。
- (7) 職員室への入室は、印刷室となりのスチールロッカーまでとする。
- (8) 許可なく印刷室には入ることはできない。

9. 飲食について

- (1) 水筒・ペットボトル（ホルダーを着用）の使用は許可するが、自己管理をしっかりとる。中身はお茶類・スポーツドリンクとする。**ビン・カン類の持ち込みは禁止**。
- (2) 飲食は原則休み時間のみで、教室内でとることとする。歩き飲みや学活中など飲むことはしない。
- (3) 水筒の保管場所は、ロッカーの中とする。
- (4) 弁当を持参したときには、指定された場所で食べ、ごみは持ち帰る。

10. 中庭について

- (1) 中庭に立ち入らない。

11. 再登校

- (1) 標準服または、体育で使用するジャージの着用を原則とするが、部活動で再登校する場合には、部活動顧問の指示で練習着でもよい。

12. 落し物

- (1) 落し物をしたときには、事務室前にある「落し物展示ロッカー」を確認する。

- (2) 展示してあれば先生に申し出ること。ない場合も、職員室の先生に「〇〇を落としたのですが届いていませんか?」と言って必ず確認する。

13. 防災自助パック

- (1) 地震等で帰宅困難になった時、使用するもの。
- ・緊急連絡先・・・プリント
 - ・防災自助パック
 - ・保存食(水・500ml、カロリーメイト2個かわかめごはん)→1年で入れ替えをし、家庭に返却する(消費期限はあるもの)。費用は学年の教材費に計上し、3学年まとめて支払う。

V 生徒会

1. 生徒会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、稲城市立稲城第六中学校生徒会と称する。
- 第2条 本会の会長、副会長、本部委員は生徒の中から本会会員の直接選挙により選出する。
- 第3条 本会は、会員の自主的な活動の促進をはかり学校生活を充実させ、豊かな人格を養うことを目的とする。

第2章 会 員

- 第4条 本会は、稲城市立稲城第六中学校生徒全員を会員とする。

第3章 組 織

- 第5条 本会を運営するために次の機関を置く。
- 1 総会
 - 2 中央委員会
 - 3 役員会
 - 4 各種専門委員会

第4章 総 会

- 第6条 総会は、本会の最高決議機関である。
- 第7条 総会は、全校生徒3分の2以上の出席によって開かれ、定例総会は年1回とする。
- 第8条 臨時総会は、中央委員会の必要と認めた場合に開かれる。
- 第9条 総会での議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。
- 第10条 総会の議長団は、中央委員会において選出する。

第5章 中央委員会

- 第11条 中央委員会は、次の委員により構成される。
- 1 生徒会本部役員
 - 2 各種専門委員長
 - 3 学年委員
- 第12条 中央委員会は、総会に次ぐ決議機関であり、生徒会活動の諸問題を審議し執行する。
- 第13条 中央委員会は、円滑な運営を行うため、議長団を置く。
- 第14条 中央委員会は、中央委員の3分の2以上の出席により成立する。
- 第15条 中央委員会の議決は、出席委員過半数の賛成によって決定し、賛否同数の場合は議長が決定する。

第6章 役員会

- 第16条 役員会は、会長1名、副会長1名、本部委員4名によりこれを構成する。
- 第17条 役員会は、本会の執行機関であり、各役員は次の任務を行う。
- 1 会長は、本会を代表し、会務を行う。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれに代わる。
 - 3 本部委員は、書記等の仕事を分担し、各機関の活動が円滑になるように努める。
- 第18条 役員の任期は1年とする。
- 第19条 役員に選任された者は、他の委員長を兼任することができない。
- 第20条 役員の選出方法は選挙細則による。

第7章 各種専門委員会

- 第21条 各種専門委員会は、次の委員会を置き、それぞれの問題について相談し実行する。
- | | |
|---------|------------|
| 1 学年委員会 | 4 保健・給食委員会 |
| 2 放送委員会 | 5 図書委員会 |
| 3 美化委員会 | |
- 第22条 各種専門委員会の委員長は、各種専門委員会の中から選出され、本会会員の承認により選出する。
- 第23条 各種専門委員は、各学級より男女各1名選出される。ただし、放送委員は男女問わず1名とする。
- 第24条 各種専門委員の任期は半年とする。
- 第25条 各委員会は、その会を運営するため、副委員長1名、そのほか必要に応じて係を選出する。
- 第26条 各委員会は、月1回の定例会を開く。また、必要に応じてその会を召集し、中央委員会にて報告・提案する。
- 第27条 各委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立し、決定は出席委員の過半数の賛成を必要とする。

第8章 顧問

- 第28条 本会の目的を達成するために数人の顧問をおく。
- 第29条 顧問は、各機関の運営について助言し、指導する。

第9章 附則

- 第30条 生徒会のあらゆる活動は、学校長の承認を受けて効力を発生する。
- 第31条 本会則の改正は、中央委員会が必要と認めた場合、総会にはかる。
- 第32条 本会則は、平成12年4月1日から実施する。

2. 生徒会選挙細則

第1章 選挙管理委員会（選管委と称する）

1. 組織

- (1) 選管委は、各学級より1名ずつ選出された者によって構成される。
- (2) 委員長1名、副委員長は互選する。

2. 職責

選挙管理委員長は、選挙期間中における選挙のすべてに関する統括をする。

3. 選挙管理委員会の仕事

- (1) 選管委は、生徒会役員選挙に関するすべてを行う。
- (2) 候補者に違反行為があった時は、その候補者の立候補を取り消す。
- (3) 選挙に関する妨害について取り締まる。
- (4) 選挙の行為に関する質問のあった場合は、必要に応じて審議し候補者に通知する。
- (5) 候補者を全生徒に周知するために掲示の表示を行う。

4. 解散

選挙管理委員会は、選挙の終了後、選挙結果の報告を全体に行い、当選者が学校長に承認された後に解散する。

第2章 選挙方法

1. 定員

- (1) 本会会員の直接選挙により、生徒会長（1名）、副会長（1名）、本部委員4名を選出する。
- (2) 生徒会長（1名）、副会長（1名）、本部委員（4名）については、得票数の多いものから当選とする。

2. 候補者

- (1) 生徒会長（1名）、副会長（1名）、本部委員（4名）を希望する者は、その旨文書をもって選管委に届け出ること。
- (2) 個人立候補者、及び推薦を受けた者でも、本人の承諾があった場合のみ立候補が許される。

3. 公示・報告

公示は、選挙投票日の1週間前に行い、当落の報告は、選挙日の翌日に行う。

4. 選挙運動

次にかかげる様々な運動については、すべて選管委の承認をうけて行われるものである。

- (1) ポスターは、選管委の配布した用紙を使用し、その枚数及び掲示に関しては選管委が定める。
- (2) 放送演説等で放送設備を利用する場合は、放送委員会の作成したプログラムに従って行う。
- (3) 立会演説会は、選管委の定めた日、場所にて行う。一人の時間は、その人数に応じて選管委が定める。
- (4) 以上掲げた諸運動の後始末は、候補者が責任をもって行う。

5. 投票

- (1) 投票は、本会会員全員が行うものとする。
- (2) 投票は、単記、無記名とする。
- (3) 投票の日時、場所、方法、用紙はそのつど選管委が定める。
- (4) 投票は、選管委及び生徒会顧問の先生の立会いの下、行う。
- (5) 選管委についても選挙権を有する。

6. 開票

- (1) 開票は、選管委が行い、顧問の先生の立ち会いの下で行う。
- (2) 開票は、日時、場所、方法、などその都度、選管委が定める。
- (3) 開票時の立ち会いは、選管委の許可のあった者のみに限る。
- (4) 次の投票については無効とする。
 - ① 正規の投票用紙を用いないもの。
 - ② 候補者以外の名前を記入したもの。
 - ③ 2名以上連記したもの。
 - ④ 候補者名の判断に苦しむもの。
 - ⑤ その他、規定以外の符号などを記入し、選管委が無効と認めたもの。

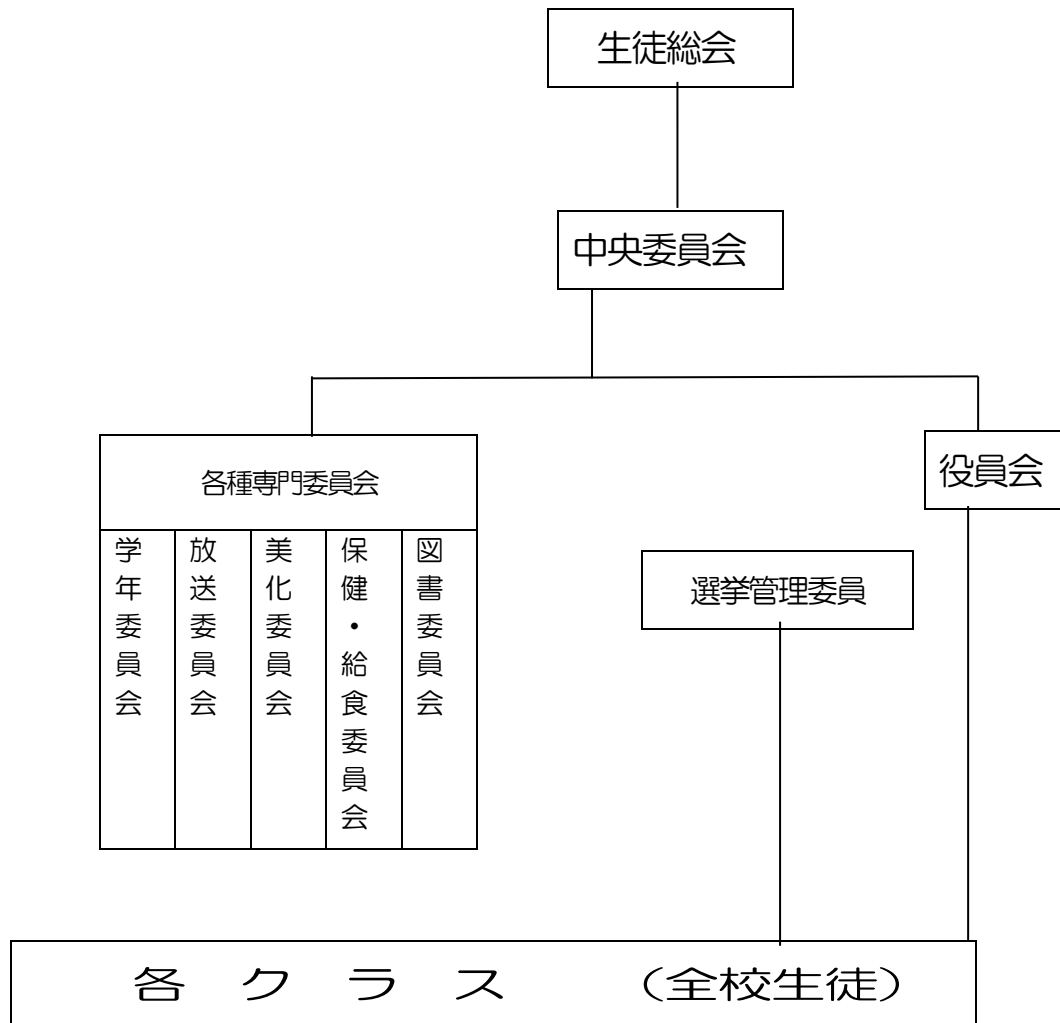
7. 決定

当選者（信任）は、学校長の承認を得て決定する。

第3章 附 則

- (1) 役員に欠員が生じた場合、次点の者を繰り上げる。なお、次点の者については、生徒会、及び、本人の承諾を必要とする。
- (2) 役員は、各種専門委員を兼任することはできない。
- (3) 選管委は、生徒会役員に立候補することはできない。

生徒会組織図



Ⅵ 部活動のきまり

●基本方針

生徒の自主的な活動を基本とし、顧問はそれに対する適切な指導・助言をする。
各部の活動は、本校の職員とその部活動での活動を希望する本校の生徒で組織する。
入部については、原則1人1団体とする。
2つの部を兼部する場合には、それぞれの部活動顧問の了解をとった上、それぞれの部活動に届け出をし、両部共にしっかりと活動に励むこと。(運動部は兼部不可)

●活動規則

- (1) 各部の定員は定めない。
- (2) 入退部にあたっては、本人及び保護者の意志による入退部届を提出させる。
部活動の趣旨に添わない部員は退部させることもある。
*例…反社会的行動、出欠の問題、生活指導的に問題がある、活動に取り組む姿勢など
- (3) やむをえない理由により、部活動を停部させる場合は、停部の趣旨を生徒に説明し、保護者の代表にも連絡を入れる。
- (4) 活動日・活動時間について
 - ア 活動日、活動場所は各部顧問の判断のもと定める。
 - イ 最終下校時刻(校門を出る時間)は18:15とする。下校後は速やかに帰宅すること。
 - ウ 活動日に出張等で顧問が不在の場合、原則として活動できないが、他の職員に依頼すれば活動が可能である。(その場合ホワイトボードに部活名と依頼された顧問名を書く)
 - エ 朝練習を行う場合、活動は7:30以降とする(この場合、7:25の登校を可とするが、それより前には来ない)。なお、顧問が出勤するまで活動はできない。
朝練習に参加した生徒が、朝の学活に遅れた場合には、次の朝練習の活動を中止することもある。
 - オ 諸活動の優先順は以下の順とする。
学校行事→各専門委員会→学級会活動→部活動
 - カ 活動できない日は原則として、以下の日とする。
校外学習日(再登校での活動を認めるときもある)、試験一週間前
 - キ 学校行事や稲教研の時は、原則活動はしない。活動する場合には、顧問の許可のもと行うことができる。
 - ク 特別に活動を許可する日
公式戦等の前、1週間に限り「活動ができない日」であっても許可する場合がある。
(その場合は、活動時間は更衣・片づけも含め、放課後1時間30分までとする。)
- (5) 再登校の場合、活動時間は、原則以下の時間とする。詳細は別紙参照。
(職員会議のある日は、16:00～)
- (6) 練習中の服装は、各部で定められたものとする。(顧問より指示が出される)
- (7) 使用した鍵等は部長が責任をもって顧問に返却する。
- (8) 飲食について
 - ア 給食のない日の昼食は、弁当・水筒を持参し学校外へ出での飲食は禁止する。
 - イ 水筒の中身は水・お茶類・スポーツドリンクとする。
 - ウ 各部とも、定められた場所で食事をし、ごみは持ち帰る。
 - エ 試合会場への行き帰りでの飲食は厳禁とする。
 - オ 土・日や長期休業中の活動(練習試合や練習)でも、学校生活のきまりを守ること。
- (9) 活動費について
 - ア 必要に応じて、各部で活動費を徴収することができる。
 - イ 活動費の徴収は保護者の承認を得たうえで、年度末には会計報告を行う。
- (10) その他
 - ア 更衣は各学年で指定された場所で行う。荷物は活動場所に持っていく更衣室には置かない。
 - イ 活動終了後は、すぐに下校し、教室には戻らない。

ウ 部活の道具は原則として所定の場所に置き、活動後は持ち帰る。ただし、剣道部の防具・竹刀に関しては、教室内には置かず武道場前に置き、活動後は置いて帰っても良い。また、シューズについては、部活毎にシューズ置

き場があるので利用する。

- エ 入部は原則として一人一団体とする。ただし、兼部に関しては両部活の顧問の了解をとる。
- オ 体育の実技を見学した者、保健室で休養をとった者は、その日の部活動（運動系）は見学または休むこと。
- カ 学校行事（修学旅行等）での部活へのお土産は禁止とする。
- キ 大会や遠征による連絡手段は各活動顧問との相談で決める。特に携帯電話の取り扱いについてはルールを確認し、基本的に緊急連絡以外には使用は認めない。

（１１）各学年で部活動の更衣場所を設定することとする。更衣後は速やかに活動場所に向かうようにする。

- 男子・・・１年 生徒会活動室
- ２年 体育館更衣室
- ３年 体育館更衣室
- 女子・・・１年 カウンセリングルーム
- ２年 視聴覚室
- ３年 体育館更衣室

令和４年度 部活動開設状況

部名	顧問名
陸上	馬場
サッカー	田中
野球	濱野 小坂
硬式テニス	加藤 久恵 杉浦
バスケット男子	遠藤 (小坂)
バスケット女子	小野 (高城)
バレーボール	木幡 鈴木
剣道	曾根 深澤
吹奏楽	近藤 堀辺
美術	宮本
家庭科	宮崎
園芸	植松 望月 (宮本)
中体連加盟部活 (バドミントン・水泳・新体操)	高城